

2026年6月25日

各 位

会 社 名 株式会社 SM ENTERTAINMENT JAPAN  
代表者名 代表取締役社長 金 東佑  
(コード：4772、東証グロース市場)  
取締役管理部門長 金 亨柱  
(電話：03-6809-6118)

**当社子会社における投資有価証券売却益（特別利益）の計上見込みに関するお知らせ  
（支配株主等との取引）**

当社は、本日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社エブリシングジャパン（以下「ESJ」）が保有する投資有価証券である DearU Co., Ltd.（韓国 KOSDAQ 上場。以下「DU 社」）の株式を、当社の最上位の親会社（支配株主）である SM ENTERTAINMENT CO., LTD.（本社：大韓民国、以下「SME」）へ売却すること（以下「本件取引」）を決議いたしましたのでお知らせいたします。

本件取引は、当社の支配株主等（間接の親会社）である SME との間の取引に該当することから、当社は取引の公正性を担保し、少数株主の不利益を回避するため、本日付で支配株主との間に利害関係を有しない独立社外役員一同より、本件取引が当社の少数株主にとって不利益なものではない旨の意見書を取得しております。

記

**1. 本件取引の理由**

当社の連結子会社である ESJ は、現在実質的な事業活動を停止しており、グループ全体の経営効率化及び資産構成の最適化を目的として、将来的な清算を予定しております。

元来、ESJ が本件株式を取得したのは、2020 年 4 月の取得当時、ESJ が DU 社に対してカラオケアプリの開発を業務委託していたところ、同社の財務状況や経営状況等を把握することを目的としたものであります。しかしながら、当該事業が既に終了し、現在 ESJ は清算に向けた準備段階にあることから、本件株式（保有比率 1.52%）を今後も継続して保有する目的は完全に喪失しております。当該清算手続きの円滑な進捗のため、海外事業戦略、及び DU 社が展開するファンコミュニケーションプラットフォーム事業をはじめとするグループの事業基盤を主導・統括する最上位親会社である SME へ直接譲渡・集約させ、グループ内における資産管理体制の最適化を図ることといたしました。一方、当社グループにおいては、DU 社の足元の業績は堅調であるものの、市場株価につきましては中国市場への進出に対する期待感から一時的に上昇した反動や、進出時期の不確実性を背景に、この 1 年間は下落（調整）トレンドにあります。このような状況に鑑み、これ以上の価格変動リスクやさらなる下値

リスクに晒され続ける前に、時間外での大口一括取引でありながら値引き（ディスカウント）を一切適用しない客観的な市場価格（終値）に基づき利益を確定させることは、価格下落による機会損失を未然に回避し、市場株価への押し下げリスクを完全に回避した上で、当社の回収価値を最大化する観点から、きわめて妥当性の高い資産保全策であると判断し、本件取引を決定いたしました。本件取引により確保した原資は、今後 ESJ の清算手続き（残余財産の分配等）を通じて当社へ還流させ、国内におけるアーティストマネジメント等の主軸事業への再投資及び財務基盤の強化に充当する予定であり、当社の企業価値向上に資するものと判断しております。

## 2. 本件取引の内容

- (1) 譲渡資産の内容：DearU Co., Ltd. 普通株式 360,000 株（保有比率 1.52%）
- (2) 譲渡価格：2026 年 7 月 27 日の韓国証券取引所における市場終値を基準として決定
- (3) 譲渡先：SM ENTERTAINMENT CO., LTD
- (4) 決済方法：現金による決済
- (5) 譲渡実行予定日：2026 年 7 月 27 日

※なお、本件取引については、本日開催の当社取締役会における決議、及び本日開催の ESJ みなし株主総会による同意手続きの完了を前提として、2026 年 7 月 27 日に譲渡価格が確定され、同日中に売却（約定）が実行される予定です。

## 3. 支配株主等との取引に関する事項

- (1) 支配株主等との取引への該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本件取引の相手先である SME は、当社の間接の親会社であり、支配株主等に該当いたします。

当社は 2026 年 4 月 14 日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主等との取引における少数株主保護に関する指針」において、「当社は、支配株主等との取引（重要な財産の処分や譲受け、投融資、取引等）が生じる場合には、少数株主の利益を損なうことのないよう、取引理由及びその必要性並びに取引条件及びその決定方法の妥当性について、親会社から独立した立場の社外取締役が参加する取締役会において、十分審議したうえで意思決定を行うこととしております。なお、取引が発生する場合には、当該取引条件を第三者の取引条件と同等の条件と比較検討し、定期的な価格交渉・審議の上で決定しております。また、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないよう適切に対応していく方針です。関連当事者取引につきましても、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております」と定めており、本件取引においても、将来の特定の日の市場価格を基準とした客観的な取引条件を設定し、通常取引条件と同等の公正な条件で行っております。

- (2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

① 取引価格の客観性と少数株主保護：譲渡対価は、第三者による恣意性を排除するため、2026 年 7 月 27 日の市場における「取引終了時の終値」をそのまま適用して決定されることで、子会社 ESJ 及

び当社の回収価値を最大限に高める公正な条件設定を実現しております。

② ガバナンスの担保：当社と SME の間で役員の兼任はなく、直接的な利益相反関係は認められませんが、本件が支配株主との取引に該当することから、手続きの透明性と公正性を厳格に担保するため、独立社外役員一同から意見書を取得する措置を講じております。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主からの独立性を有する者から入手した意見の概要

当社は、独立社外役員一同（社外取締役 金紀彦氏、社外監査役 上田浩之氏、社外監査役 片岡朋行氏）より、目的の合理性、価格の客観性、プロセスの独立性が担保されていることから、本件取引が当社の少数株主にとって不利益なものではない旨の意見書を本日付で受領しております。なお、当該意見書は、本日開催の当社取締役会、及び本日開催の ESJ みなし株主総会の手続きが完了することを条件として、本日の当社取締役会に先立ち受領しております。独立役員である金紀彦氏、上田浩之氏、片岡朋行氏の意見書の内容は以下のとおりです。

#### ①本件取引の目的の合理性

本件取引は、ESJ の清算に向けた保有資産の整理、及び貴社グループにおける投資ポートフォリオの適正化を目的としており、以下の観点から合理性を有するものと判断いたします。

第一に、取得経緯に照らした保有意義の喪失、海外有価証券の保有に伴う損失リスクの排除、及び管理の一元化です。保有意義の喪失ですが、元来、ESJ が本件株式を取得したのは、DU とのカラオケアプリ開発事業での協業及び事業状況等の把握を目的としていましたが、上記開発事業は既に終了しており、ESJ が DU 株式を保有し続ける意義は喪失しております。海外有価証券の保有に伴う損失リスクの排除ですが、現在 ESJ は事実上の事業活動を停止し、組織の簡素化に向けた解散を控えている状態で、近い将来に清算を予定している日本国内の法人であるため、今後も価格変動や為替変動による値下がり危険を伴う海外市場の上場有価証券を持ち続ける必要性はなく、保有株式を売却することは妥当と言えます。管理の一元化ですが、今回、海外事業戦略及び DU が展開するファンコミュニケーションプラットフォーム事業をはじめとするグループの事業基盤を主導・統括する韓国本社（SME）へ直接譲渡・集約することは、管理の手間の削減、維持費用の低減、及び意思決定の迅速化の観点から極めて合理的です。

第二に、価格下落局面におけるリスク遮断と貴社への確実な資金の還流です。現在、DU の業績自体は堅調ですが、中国市場への進出に対する期待感から一時的に上昇した株価が、市場進出時期の不確実性を理由に、この1年間は下落トレンドにあります。これ以上の価格変動リスクやさらなる下値リスクに晒され続ける前に、大口取引に伴うディスカウントを一切適用しない客観的な市場価格に基づき利益を確定させることは、価格下落による損失を未然に回避し、投下資本回収価値を最大化する観点からきわめて妥当性の高い資産保全策です。本件取引によって ESJ が確保する資金は、今後予定される ESJ の清算手続きの進捗に応じ、残余財産の分配等を通じて段階的かつ最終的に貴社へ還流され、これを貴社の国内主軸事業の成長原資へと転換することは、貴社の資本効率を向上させ、上場企業としての企業価値の増大に直結します。従って、本件取引の目的には合理性が認められます。

## ②取引手続の公正性

本件取引に先立ち、貴社は独立社外役員に対し、取引の目的及び内容を詳細に説明し、検討の機会を提供しております。本件取引に関する取締役会においては、関連資料が事前に開示され、本件が支配株主との取引であることを踏まえた十分な審議が行われる予定です。また、貴社とSMEの間で取締役の兼任等はなく、直接的な利益相反を生じる環境にないことも確認しております。従って、本件取引に関する手続には公正性が認められます。

## ③売却価格の公正性

本件株式は韓国の証券市場に上場されており、十分な流動性を有しており、売却価格を市場取引終了時の時価（終値）をそのまま基準として決定することは、恣意性を排除した客観的な条件であり、妥当性及び公正性に欠けるところはないものと認められます。時間外での大口一括取引でありながら、値引きディスカウントを行わず時価満額で決済される枠組みは、市場株価の押し下げリスクを完全に回避し、一般株主の利益を損なわない実務的・適正な取引条件であると評価できます。従って、本件取引の売却価格には公正性が認められます。

## 4. 今後の見通し

本件取引に伴い、2026年12月期連結決算において投資有価証券売却益（特別利益）を計上する見込みです。対象資産であるDearU Co., Ltd.株360,000株の連結帳簿価額は1,155百万円です。なお本売却に伴う特別利益の金額につきましては、直近の市場株価及び為替レートを基準とした試算において、約747百万円となる予定です。譲渡価格および特別利益の具体的な金額につきましては、2026年7月27日の市場終値確定後、速やかにお知らせいたします。

以上